

平成23年4月1日  
社団法人大日本水産会

東日本大震災対策本部第4回会議

標記については、以下の通り行いました。

記

1. 日時 平成23年4月1日（金）14時00分より
2. 場所 社団法人大日本水産会 大会議室（三会堂ビル8階）
3. 議事概要
  - （1）本部長挨拶  
農林水産大臣への陳情
  - （2）活動報告（政党、行政への陳情等）  
政党、行政への要請  
義援金状況
  - （3）その他  
義援金配分委員会を別途立ち上げることを決定。

以上

農林水産大臣

鹿野道彦 殿

## 東日本大震災に係る水産業再生復興緊急要請

平成23年3月30日

(社) 大日本水産会 東日本大震災対策本部

日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国まき網漁業協会、全国底曳網漁業連合会、日本トロール底魚協会、全国遠洋沖合いかつり漁業協会、全国さんま漁業協会、全国中央市場水産卸協会、全国水産加工業協同組合連合会、全国漁港漁場協会、漁船保険中央会、日本定置漁業協会、海洋水産システム協会、海外まき網漁業協会、漁業信用基金中央会、全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会、全国海水養魚協会、全国漁業協同組合連合会

大日本水産会

## 東日本大震災に係る水産業再生復興緊急要請

3月11日に発生した東日本大震災は多くの尊い人命を奪うとともに、東日本の太平洋沿岸の漁船、漁港、漁村、漁場、市場、水産加工場などに壊滅的な被害を与えました。

今回の大震災は未曾有の大地震に加え、かつて経験したことのない大津波による甚大な被害を地域の漁業、水産業に与え、被災された漁業者、水産関係者の辛苦は想像を絶するものがあります。被災した地域は日本の水産水揚げの約1/4を占める我が国水産業の中心的な漁業地帯であり、我が国の国民、消費者の皆さんに安定的に水産物を供給するという我々の責務を果たすためには、この地域の漁業・水産業の再生、復興無くしては考えられません。

現在、国を挙げて被災者の救援、生活支援に全力を尽くされておりますことに、水産関係者一同は心より感謝しているところであります。

今後、我々漁業者、水産関係者は、地域の漁業、水産業の復興に一体となり、全力で取り組んでまいり所存であります。政府におかれてもこのような未曾有の事態に対処し、一日も早い被災地域の水産業の再生復興を図るために、被災漁船の再建支援、漁業生産・生活インフラ等の整備、被災漁業者の支援等について、従来の枠組みにとらわれることなく、国が全面的に支援するため、新たなスキームと十分な予算措置により、下記における万全の対策を講じられますよう、緊急に要請申し上げます。

### 記

#### 1. 被災漁船の再建支援

- ・被災漁船の代船建造について激甚災害法の枠組みにとらわれず、思い切った助成を行うこと。
- ・被災漁業者が代船建造を行うことができるよう漁船漁業構造改革事業（もうかる漁業）に被災漁業の再生事業枠を新たに創設し、思い切った助成となるよう十分な予算措置を講ずること。
- ・被災地域の代替生産を図るため、現行の漁船漁業構造改革事業（もうかる漁業）の事業期間の延長及び十分な予算措置を講ずること。
- ・被災漁業者で漁船の建造などを行う者に対する、無利子、無担保、無保証人の融資を行うとともに、償還期限の延長を図ること。また、事業の実施に必要な運転資金についても、無利子、無担保、無保証人で手当てすること。

## 2. 漁業生産・生活インフラ等の整備の支援

- ・養殖業、養殖施設並びに水産加工施設の復興・再生に対する十分な支援を行うこと。
- ・激甚災害法における産地市場施設、製氷冷凍冷蔵施設、共同作業場等の共同利用施設や、養殖施設の復旧に対する補助を十分に行うこと。
- ・共同定置網を激甚災害法の対象とすること、並びに共同利用施設のうち地方公共団体の所有するものについても支援すること。
- ・被災した造船・修理場業者が共同で被災地に建設する漁船建造のための施設に対する支援を行うこと。
- ・被災した漁業集落などにおける損壊した水産施設等の残がい、瓦礫などの撤去に対して被災した漁業者等を雇用して実施すること。

## 3. 被災した漁業者に対する支援

- ・被災した漁業者、水産関係者の既往債務の返済を猶予するなど弾力的対応を図ること。併せて当面の経営資金について無利子、無担保、無保証人の融資を行うこと。
- ・被災により休漁を余儀なくされた漁業者及び水産関係者に対する休漁期間中の支援を行うこと。
- ・被災した漁業者に、当面、最大限の資金面での支援を行いつつ、本人の希望の下、当該地域での漁業就労の条件が整備されるまでの間、他県の漁協等における受け入れ、他の漁業団体での受け入れなどについて、国が斡旋を行い、再び漁業分野で就労できるまでの間、雇用面で支援を行うこと。

## 4. その他

- ・資源管理・漁業所得補償対策における漁業共済・積立プラスについて、被災漁業者の契約手続きにつき配慮すること。
- ・被災地における操業再開を支援するため、漁業者に対する燃油資材の安定供給を図ること。
- ・被災漁業者に対する漁船保険の手続きの迅速化、早期の支払いを図ること。

平成23年3月30日

社団法人大日本水産会 東日本大震災対策本部  
本部長 白須敏朗